第六十三条第六項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の上欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の下に「同表の下欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	看護師又は准看護師

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第六十四条第一項ただし書中「若しくは」を「、」に改め、「を含む。）」の下に「若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第三項中「指定複合型サービス事業所」の下に「（第百七十三条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第六十六条第一項中「二十五人」を「二十九人」に改め、同条第二項第一号中「十五人（」の下に「登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第七十二条第二項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第八十六条中「第六十三条第六項各号」を「第六十三条第六項」に改める。

第九十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。

第百一条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第百十三条第四項中「第九条第二項から第六項まで」を「第三条の七第二項から第六項まで」に改める。

第百十五条を次のように改める。

第百十五条　削除

第百二十八条第二項第九号を削る。

第百三十一条第四項中「指定介護老人福祉施設」の下に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第八項第一号及び第十七項、第百三十二条第一項第六号並びに第百六十条第一項第三号において同じ。）」を加え、同条第八項第一号中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第十二項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第十三項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の一項を加える。

17　第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあって、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）とする。

第百三十二条第一項第六号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第百四十七条第六号中「第三十七条第二項」を「第三条の三十六第二項」に改める。

第百五十六条第二項に次の一号を加える。

七　次条において準用する第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第百六十条第一項第三号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第八章　複合型サービス」を「第八章　看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第百七十条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第十七条の十に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第百七十一条第一項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第六項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第十項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第百七十三条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定複合型サービス事業所」の下に「指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第百七十四条第一項中「二十五人」を「二十九人」に改め、同条第二項第一号中「十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第百七十五条第一項及び第三項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第百七十六条の見出し及び同条第一項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第二項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。